

第10回 西区協議会

日時：令和4年3月23日（水）

午後1時30分～

会場：舞阪協働センター1階 ホール

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 協議事項
第16号 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）のパブリック・コメント実施について
 - (2) 報告事項
第6号 令和4年度西区役所費の当初予算案の概要等について
- 4 その他
 - (1) 地域課題について意見交換
 - (2) 今後の開催予定
- 5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の パブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。</p> <p>○背景 ・人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。 ・本市は令和元年に「デジタルファースト宣言」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。 ・令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。</p> <p>○制定にあたり検討した事項 本市のこれまでの取組及び国の法律・動向を整理し、条例案を検討した。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、ご意見を伺うもの。</p> <p>○条例案のポイント (1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める (2) 市の責務及び市民等（市民や事業者）の役割を明らかにする (3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める (4) 推進体制の整備について規定する</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表、意見募集	令和4年3月15日～4月14日			
	市の考え方公表時期	令和4年5月 予定			
	実施時期または施行時期	令和4年7月1日 予定			
担当課	デジタル・スマートシティ 推進事業本部	担当者	三岡 由莉	電話	457-2454

浜松市デジタルを活用した まちづくり推進条例(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)」とは

人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められる中で、デジタルの活用による利便性向上や社会課題への対応に対する期待が高まっています。

こうした中で、デジタルを活用したまちづくりを推進し、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目指して、条例を制定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年3月15日(火)～令和4年4月14日(木)

3. 案の公表先

デジタル・スマートシティ推進事業本部、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	デジタル・スマートシティ推進事業本部(地域情報センター3階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて
③ 電子メール	dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年5月に公表予定です。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

デジタル・スマートシティ推進事業本部
(TEL 053-457-2454)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください。

- パブリック・コメント実施案件の概要 …… P 3
- 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
…………… P 4～P 5
- 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）解説
…………… P 6～P 11
- 浜松市デジタルファースト宣言 …… P 12
- 浜松市デジタル・スマートシティ構想 …… P 13～P 14
- 意見提出様式（参考） …… P 15

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
趣旨・目的	デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。 ・ 本市は、令和元年10月に「デジタルファースト宣言^{※1}」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想^{※2}」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。 ・ 令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	デジタルを活用したまちづくりが、市民の利便性向上や社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、条例を制定することで、取組の更なる推進に繋げていく。
案のポイント	<p>(1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な主体の参画や多様な情報システムの連携が可能な環境づくり ②多様かつ包摂的な社会の実現への寄与 ③個人情報の保護、プライバシー保護への配慮、透明性の確保 ④持続可能性 ⑤災害等に対する都市機能の維持、迅速な復旧に係る体制等の構築 <p>(2) 市の責務及び市民等（市民や事業者）の役割を明らかにする</p> <p>(3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める</p> <p>(4) 推進体制の整備について規定する</p>
関係法令 など	<p>関係法令　：デジタル社会形成基本法</p> <p>関連計画等：浜松市デジタルファースト宣言 浜松市デジタル・スマートシティ構想</p>
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<p>案の公表、意見募集開始　令和4年3月15日</p> <p>意見募集終了　　　　　　令和4年4月14日</p> <p>市の考え方公表　　　　　　令和4年5月予定</p> <p>実施時期または施行時期　令和4年7月1日予定</p>

※1 資料の12ページをご覧ください。

※2 資料の13～14ページをご覧ください。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

（基本原則）

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

- (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
- (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
- (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
- (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）

解説

（目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

【解説】

人口減少・少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題に直面し、まちづくりや都市経営に新たな視点や変革が求められています。一方、コロナを契機として急速にデジタル化が進展しています。新技術や各種データを活用したデジタル化の取組は、従来の発想にはないシステムの効率化、サービスの提供等を可能とし、各種の社会課題を解決する可能性を有しています。

浜松市では、令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、令和2年度には、推進組織として浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを設置、令和3年3月には、浜松市デジタル・スマートシティ構想を策定・公表するなど、デジタルを活用し市民の利便性向上や社会課題への対応に資するための取組を行っています。

こうした中、国においては令和3年9月1日にデジタル庁が発足、同日にはデジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務を規定したデジタル社会形成基本法が施行されるなど、デジタル改革が進められています。

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本となる事項を定め、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

【解説】

本条例では、条例名や第1条等で用いられている「デジタルを活用したまちづくり」を、「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義し、先端的な技術やデータを活用しながらまちづくりを進めていきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。

【解説】

本条例における「情報通信技術を用いた情報の活用」の定義は、デジタル社会形成基本法の定義を使用します。

デジタル社会形成基本法第二条では、「情報通信技術を用いた情報の活用」及び「情報通信技術」を、以下の通り定義しています。

情報通信技術を用いた情報の活用とは

情報通信技術を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること

情報通信技術とは

従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術

例：

- ① 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術
- ② 同法同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術
- ③ 同法同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術

(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

【解説】

本条例では、市民等を、「浜松市内に居住する個人、市内に滞在する個人、市内を通過する個人及び浜松市区域内外の事業者」と定義しています。事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。

(基本原則)

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

(1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。

多様な主体の参加が可能になることで、イノベーション（革新的な技術や新たなサービス・仕組み）の創出を促します。また、様々な情報システムが連携することで、データを流通させて新たな価値を生み出していきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。

【解説】

デジタルの活用は目的ではなく、あらゆる人の社会活動や都市運営を支援する手段・ツールとして活用します。そして、デジタルで高齢者、障がい者、外国人、女性をはじめ、すべての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会を目指します。

デジタル化の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスの提供が可能となり、市民・利用者が、それぞれの状況に応じた体験を選択することが可能となってきています。こうしたことを踏まえ、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指します。

(3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護法が保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。

【解説】

情報通信技術を用いた情報の活用にあたっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保します。

(4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。

【解説】

新たなサービスや事業の立ち上げにあたっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めていきます。

(5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

【解説】

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

第1条に規定する目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、本条例で規定する基本原則にのっとり、防災、農林業、エネルギー、教育・子育て、健康・医療・福祉、産業などの分野間の連携やデータの利活用を推進することで、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に進めていきます。

また、デジタルを活用したまちづくりは、市民や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら官民共創で進めていくことの重要性に基づき、「市民等と協力し、及び連携しながら」デジタルを活用したまちづくりに関する施策を進めていくことを規定しています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

市民等は、第1条に規定する目的を達成するため、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めることを、役割として規定しています。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

【解説】

浜松市は、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定しました。本構想を条例で規定する基本指針に位置づけ、デジタルを活用したまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に引き続き取り組んでいきます。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

【解説】

基本指針となる浜松市デジタル・スマートシティ構想に基づく計画の策定を規定しています。

今後、デジタル・ガバメント分野における計画の策定を予定しています。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や計画を策定し、又は変更したときは、市民や事業者の皆様に公表します。

なお、浜松市デジタル・スマートシティ構想は、浜松市ホームページにて公表しています。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

【解説】

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。

浜松市は、令和2年4月に、市長を本部長とする庁内組織として「浜松市デジタル・スマートシティ推進本部」を設置するとともに、官民で連携しながら取組を推進する組織として「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立しました。この2つの組織を条例で規定する推進体制に位置づけ、引き続き取組を推進していきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、要綱等で別に定めることを規定しています。

浜松市「デジタルファースト宣言」

人口減少・少子高齢化社会の到来やインフラの老朽化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、AI・ICT等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営に“デジタルファースト”で取り組み、持続可能な都市づくりを推進することを宣言します。

令和元年 10 月 31 日

浜松市長 鈴木 康友

< 3つの戦略 >

1 「都市づくり」のデジタルファースト【都市の最適化】

データや先端技術を最大限に活かし、産業の活性化や都市機能の高度化を目指す“デジタル・スマートシティ”政策を推進し、都市の最適化を図ります。

2 「市民サービス」のデジタルファースト【市民サービス向上】

AI・ICT等先端技術を活用し、市民サービスを最適なかたちで提供することで、市民の利便性の向上を目指します。

3 「自治体運営」のデジタルファースト【自治体の生産性向上】

AI・ICT等先端技術を活用し業務の効率化や高度化を図るとともに、データ活用による自治体運営により、生産性の向上を目指します。

将来像

～ デジタルで“繋がる未来”を共創 ～

人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタルの力を最大限に活用し、「市民QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」を目指し、デジタルで“繋がる未来”を官民で共創します。



推進体制とエコシステム（好循環）

官民共創によるまちづくりを進め、「地域課題の解決」と「イノベーションや新たなビジネスを創出」するエコシステム（好循環）を形成します。



【推進体制】

- 「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」(PF)を中核に官民共創でデジタル・スマートシティを推進。
- PFは各分野の推進組織と連携し、分野間連携とデータ活用を推進。
- PFは民間主導のプロジェクトの創出を支援し、市民目線で地域のプラットフォーム及びコーディネーターの機能を担う。

【目指すエコシステム（好循環）】

- ベンチャー企業などから課題解決のアイデアやソリューションの提案を受け、実証実験を実施。
- 実証実験は「国土縮図型都市・浜松」の多様なフィールドを活用。
- 実行・検証・改善を繰り返し、社会実装へとつなげる。

市民は、実証実験への参加やサービスを選択する形で「市民QoL向上」に貢献。

企業は、地域課題の解決に貢献することでイノベーションや新たなビジネス創出の機会とする。

デジタルで“繋がる未来”の概観

デジタルの力を最大限に活用し、「課題解決型のアプローチ」と「未来に夢と希望を持てるチャレンジ」を組み合わせることで、ヒト・モノ・コトを繋ぎ、“繋がる未来”を創造します。



【文化・芸術】
デジタル活用で世界と音楽で繋がり、デジタル・音楽・芸術が融合した新たな文化を浜松から発信。

【健康・医療・福祉】
遠隔医療やIoTを活用した見守りでどこでも安心して生活。AI（人工知能）がデータに基づきお薦めの食事や運動を紹介してくれる、いつまでも健康に生活。

【教育】
世界の学校と繋がりオンライン留学。AIが自分にあった学習メニューを推薦。年齢に関係なく、誰でも多様な学ぶ機会があり、いつでもチャレンジ可能。

【社会参加】
高齢者や障がい者、外国人、女性、誰もがデジタル技術に支えられ、社会と繋がりが、それぞれの力を発揮。



【産業】
ドローンやロボットの活用で省力化と生産性が向上。AIやビッグデータを駆使し、付加価値が向上した儲かる農業が実現。



【移動・物流】
どこにいてもドローンで好きなもの・サービスがいつでも届く。免許を返納してもライドシェア（相乗り）や自動運転で自由にどこへでも移動。



【行政サービス】
スマホ1台でどこでもいつでも簡単手続。必要な情報は必要な時に届き、困ったときは、24時間、AIコンシェルジュ（案内人）が対応。職員との対面相談も選べる、便利で安心な市役所。



【防災】
センサーのデータやAI予測により危険を回避。被害を最小限に抑え、災害の状況もリアルタイムで可視化。大切な人や情報、支援に繋がりが安全・安心な社会を実現。

デジタルで“繋がる未来”のキーワード

- 人と人が繋がる（リモートでの見守りや面会、相談、帰省等）
- 社会と繋がる（高齢者や障がい者、外国人、女性等の社会参加をサポート）
- サービスが繋がる（遠隔教育、遠隔医療、遠隔鑑賞等）
- 都市部と地方が繋がる（リモートワークや多拠点居住の促進）

浜松市デジタル・スマートシティ構想

第一期（2020年度～2024年度）における重点取組分野

2020年度から2024年度の5年間で第一期と位置づけ、①本市の強みを活かした取組、②ウィズコロナ、ポストコロナのニューノーマルや安全・安心への対応、③課題解決型アプローチによる持続可能で包摂的な社会の構築に向けた取組、④推進基盤の構築や強化に重点的に取り組みます。

① 浜松の強みを 唯一無二のものに

ウェルネス

- 「予防・健康都市浜松」実現に向けた官民連携
- 健康情報を活用した生活習慣病等の予防・改善
- 介護ロボット等の活用による介護従事者の負担軽減
- AI等を活用した健診（検診）の受診率向上

音楽文化・ エンターテイメント

- デジタル技術を活用した文化事業の実施
- ニューノーマル時代のエンターテインメントの新たな楽しみ方の創出と普及
- インターネットを活用した音楽文化等の発信とリモートによる国際交流の推進

産業（ものづくり・農林業）

- 国土縮図型都市・浜松のフィールドを活用した新たなサービスやソリューションの創出
- サテライトオフィス等を活用したベンチャー企業等の誘致
- 先端技術を活用するスマート農林業の推進
- 中小企業の生産性向上に向けたIT（情報技術）・IoT等の活用支援

観光・商業

- デジタル・マーケティングの活用による情報発信
- 新しい生活様式に即した観光の活性化と賑わいの創出
- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- キャッシュレスの推進
- デジタルを活用したインセンティブ（報奨、奨励）付与による誘客や消費活性化の研究

② 浜松らしい ニューノーマル社会の実現を目指して

リモートワーク・ 多拠点居住

- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- リモートワークやテレワークの推進
- テレワークパーク構想の推進
- 副業・兼業人材の活用促進

見守り・ 災害対応

- IoT等を活用した高齢者や子どもの見守り推進
- 災害予測や災害状況の効果的な把握
- 災害関連情報の効果的な提供
- 避難所の効果的な3密対策

教育・ 子育て

- GIGAスクール構想の実現に向けた教育環境整備
- オフライン授業とオンライン授業のハイブリッド（組み合わせ）による持続可能な教育の推進
- ICT（情報通信技術）等を活用した子どもや子育て世代への効果的な情報提供や相談体制の構築

デジタル・ ガバメント （電子行政）

- 書面規制・押印・対面規制等の見直し
- 行政手続きのオンライン化やキャッシュレスの推進
- マイナンバーカードの取得促進とマイナンバーカードを活用した行政サービスの拡充
- 多様な伝達手段による情報の提供
- AIやICT等の活用による生産性の向上
- DX推進に向けた職員の人材育成

第一期

デジタル・ スマートシティ 浜松 の基礎固め

③ デジタルの力で持続的・包摂的社会を構築

モビリティ （移動・物流）

- モビリティとサービスの連携による持続可能なまちづくりの推進
- モビリティサービス推進コンソーシアムを中核とした官民連携によるプロジェクトの創出
- 医療MaaSの推進
- フードデリバリープラットフォームの推進
- テレワークパーク構想の推進

インフラ （社会生活基盤）

- ドローンやセンサー等の活用によるインフラの老朽化対策
- 点群データなどインフラ情報のデジタル化
- 都市のデジタル化推進におけるインフラの活用や高度化の検討

社会参加促進

- AIやICT等の活用による障壁の除去
- バリアフリー情報等のオープンデータ化の促進
- 情報へのアクセシビリティの向上
- ICT技術やSNS等を活用した市民参加の促進
- シニア向けスマートフォン講座等の充実

エネルギー・循環型社会

- 「浜松市域“RE100”」の実現に向けた推進
- スマートコミュニティ、スマートタウンのモデルの構築
- スマートプロジェクトの実現
- 新清掃工場及び新破碎処理センターをモデルとしたサーキュラーエコノミーの推進

④ 共創の基盤を構築しより強固なものに

官民共創による 推進体制の強化

- 浜松市フェロー等外部人材の活用
- 官民共創によるプロジェクト創出に向けたアイデアソン等の開催
- 次代を担う若者世代の巻き込み
- 官民連携プラットフォームを活用した分野間の連携促進
- シビックテックとの連携や共創

人材育成

- 次代を担う若者の育成
- データ活用に関するセミナーやハッカソン等の開催
- シニア向けスマートフォン講座等の充実
- 人材育成におけるリモートやオンラインセミナー等の活用
- 人材育成における大学やCode for Japan等との連携

データ連携基盤の整備や オープンデータの拡充

- データ流通のハブ（中継地）となるデータ連携基盤の整備と利活用
- データ連携基盤の活用事例の創出（「ORI-Project」の推進）
- オープンデータプラットフォーム(ODPF)の整備と利活用
- 点群データのオープンデータ化と利活用促進

通信基盤等の 整備や利活用促進

- 中山間地域等への光ファイバ網の整備支援
- 5Gアンテナ基地局の設置や利活用の促進
- 各種通信（高速・低速等）活用の事例の共有と横展開
- 活用事例の創出や二重喚起による各種通信インフラ整備の働きかけ

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
意見募集期間	令和4年3月15日（火）～令和4年4月14日（木）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて
住所 : 〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7
E-mail : dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

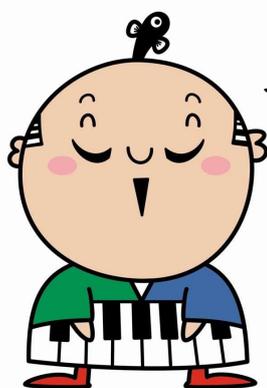
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度西区役所費の当初予算案の概要等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和4年度浜松市予算編成における西区役所費に関しては、9月開催の区協議会にて諮問を行い、10月開催の区協議会において答申を得た。</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>令和4年度西区役所費の当初予算案の概要等について報告するもの。</p> <p>詳細はP2以降。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区区振興課	担当者	丸山 浩亜	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度 西区役所費 当初予算案の概要

(単位：千円)

事業	R4年度 A	R3年度 B	増減 A-B	内容
西区役所費	249,755	228,563	21,192	※人件費を除く
1 区管理運営事業	76,132	72,964	3,168	(1) 区役所運営 4,091千円 (4,105千円) (2) 公有財産維持管理 24,363千円 (22,908千円) (3) 庁舎維持管理 42,134千円 (40,730千円) (4) 公用自動車管理 5,544千円 (5,221千円)
2 協働センター管理運営事業	83,315	76,439	6,876	(1) まちづくり推進課 所管協働センター 54,442千円 (52,543千円) 神久呂・入野・伊佐見・ 和地・庄内・篠原・雄踏 (2) 舞阪協働センター 28,873千円 (23,896千円)
3 区協議会運営事業	217	213	4	区協議会の運営
4 地域力向上事業	15,337	14,615	722	(1) 市民提案による住み よい地域づくり助成 事業(補助金) 3,500千円 (3,500千円) (2) 区民活動・文化振興 事業 8,776千円 (8,691千円) (3) 区課題解決事業 3,061千円 (2,424千円)
5 行政連絡文書配布事業	37,602	37,183	419	行政連絡文書の配布
6 自治会振興事業	33,151	23,148	10,003	(1) 自治会集会所整備費 助成事業 10,137千円 (0千円) (2) 防犯灯設置維持管理 助成事業 23,014千円 (23,148千円)
7 浜名湖うなぎまつり開催事業	4,001	4,001	0	浜名湖うなぎまつりの開催に対する負担金等

※ () 内は、令和3年度当初予算額

地域力向上事業の詳細

(単位：千円)

事業（区所管課）	R4年度	内容
地域力向上事業	15,337	
(1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 （区振興課）	3,500	
(2) 区民活動・文化振興事業	8,776	
ア 伝統文化支援事業 （まちづくり推進課）	2,046	雄踏歌舞伎「万人講」普及のための経費 子ども歌舞伎教室、定期公演、三遠南信ふるさと歌舞伎交流大会への参加
イ はまなこ夏フェスタ （まちづくり推進課）	2,000	はまなこ夏フェスタ開催のための経費 ビーチマリンスポーツ体験、海の生き物教室等、弁天島の遊びや自然を体感できるイベントを開催し、表浜名湖の魅力を発信。
ウ 海の子と山の子の地域間交流事業 （まちづくり推進課）	230	庄内地区と長野県箕輪町の子どもたちを対象とした地域間交流のための経費
エ おいしい舞阪まるごと体験フェア （舞阪協働センター）	3,500	おいしい舞阪まるごと体験フェア開催のための経費 舞阪地区をはじめとする西区の特産品の物産展を中心に、地場産業に直接触れ合うことができる体験型イベント
オ 舞阪漁港えんばい朝市開催事業 （舞阪協働センター）	1,000	舞阪漁港えんばい朝市開催のための経費 水揚げされたばかりの生シラスの直販や魚介類、地場産品を販売するイベント
(3) 区課題解決事業	3,061	
ア みんなが住みよい西区セミナー事業 （区振興課）	70	誰もが暮らしやすい社会の実現を目指し意識啓発を行うための経費 ユニバーサルデザインに関する展示、ユニバーサルデザイン学習会や男女共同参画セミナー等を区役所で開催
イ 協働センターを核とした地域課題解決事業 （区振興課）	1,200	協働センターと地域が実施する課題解決事業のための経費
ウ 西区交通安全啓発事業 （まちづくり推進課）	787	西区交通安全啓発イベント等開催のための経費 サイクルマナー教室、入野地区高齢者交通安全講習会、交通安全コーナーによる啓発活動
エ 健康寿命延伸啓発事業 （健康づくり課）	221	食育・健康寿命延伸の啓発イベント開催のための経費 「はままつ食de元気応援店」での健康寿命延伸の啓発イベント、西区役所市民ホールで展示会、協働センター等での啓発活動
オ 表浜防風林再生事業 （舞阪協働センター）	783	表浜防風林を再生するための経費 舞阪表浜での植樹の実施

令和4年度 西区関連事業の概要（西区役所費以外）

（施設整備等）

事業	目的・内容	掲載ページ
(1) 私立保育所等施設整備費助成事業	<p>認定こども園、保育所及び幼稚園の増改築等により、施設の老朽化対策並びに保育需要に対応した定員拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順愛こども園（舞阪町舞阪） 整備区分：増改築 種別：認定こども園 定員：10人増（90人→100人） 	P6
(2) 学校建設事業	<p>老朽化・機能低下した校舎の改築等により、児童生徒の安全及び良好な学習環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神久呂小学校（旧校舎解体、改築工事） 	P7
(3) 公共建築物長寿命化推進事業	<p>「公共建築物長寿命化計画《一般施設》」に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担を軽減・平準化し、市民に安全で快適な建築物を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい交流センター湖南（大規模改修工事） 	P8
(4) 雄踏文化センター大ホール改修事業	<p>各種コンサート等で利用される雄踏文化センターの大ホールを改修し、安全で快適な公共空間を市民へ提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホールの舞台設備及び吊天井の改修 	P9
(5) 史跡等整備活用事業	<p>史跡等の発掘調査、資料整理等を行い、文化財の適正な保存管理を図るとともに地域活性化につなげる。</p> <p>（新規）入野古墳：北側及び南側斜面地の安全対策工事に向けた測量、地質調査、事前発掘調査の実施</p>	P10

令和4年度 西区関連事業の概要（西区役所費以外）

(その他)

事業	目的・内容	掲載ページ
(1) 放課後児童会運営支援事業	放課後や長期休業期間等に適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供し、就労等により昼間保護者が家庭にいない子供たちの健全な育成を図る。	P11
(2) 地域施設管理運営事業	協働センター等の地域施設の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、地域事情に応じた課題解決の仕組みを構築する。 (新規) 伊佐見協働センター 委託先：伊佐見地区コミュニティ協議会	P12
(3) キャッシュレス決済導入事業	令和3年度に導入したキャッシュレス決済サービスの取扱い窓口を協働センター等に拡大することで、さらなる市民の利便性向上や業務効率化を図る。	P13
(4) 市民に向けた野菜摂取量増加推進事業	「ベジメータ [※] 測定器」を利用し、野菜摂取状況を数値化することで、野菜摂取量の増加につなげるとともに、食に関する興味、関心の向上を図り、市民の健康と生活習慣病の予防につなげる。 ※ベジメータ：白色LED光を使った皮膚のカロテノイド量測定器。左手の中指をレンズに充てて測定。測定時間は約10秒間。結果は、「ベジスコア」とよばれる0～1000の数値となって表れ、野菜摂取状況を反映する。	P14
(5) スケートボードパーク調査事業及び用品の購入	市内の都市公園において、スケートボードやBMX（自転車）競技にかかる練習施設の設置に向けた検討及び公園施設へのスケートボード用備品の配置により、利用環境整備、スケートボード競技に触れる機会の創出を図る。 ・舞阪乙女園公園へのスケートボード用品の設置	P15
(6) はままつフラワーパークNEXT50事業	令和2年度に開園50周年を迎えた「はままつフラワーパーク」の次の50年に向けた事業を展開し、浜松市の花みどりの魅力を発信すると共に、浜名湖圏域の観光振興・地域振興に寄与する。 ・市民参加型イベントの開催 ・園内樹木更新	P16

私立保育所等施設整備費助成事業

こども家庭部幼児教育・保育課
電話: 457-2827

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	230,367	204,772	0	0	25,595

目的

認定こども園、保育所及び幼稚園の増改築等により、施設の老朽化対策並びに保育需要に対応した定員拡大を図る。

背景

・ 女性活躍の推進や働き方改革による就労形態の多様化などから、保育需要は年々増加している。
 ・ 令和3年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は0人を達成したが、保留児童数435人は解消に至っていない。
 (待機児童数の推移 H30: 97人、R1: 31人、R2: 11人、R3: 0人)

事業内容

認定こども園の増改築等に対する助成

- 補助基準額
認定こども園整備(増改築)事業費に3/4を乗じた額
- 令和4年度事業計画(令和5年4月開園予定)

No.	計画地	施設種別	施設名	整備区分	定員(人)
1	西区 舞阪町 舞阪	認定 こども園	順愛こども園	増改築	10 (90→100)
2	浜北区 内野台 二丁目	認定 こども園	(仮)うちの丘。こども園	増築	20 (60→80)
3	寺島	認定 こども園	あゆみの森こども園	増築	90 (120→210)
合計					120 増

- 創設・増築等による定員の拡大(2・3号定員) (単位: 人)

整備年度	R2	R3	R4	計
認定こども園・保育所	490	410	120	1,020
創設	490	330	-	820
増改築	-	-	10	10
増築	-	80	110	190

《令和4年3月1日開設 認定こども園》



学校建設事業

学校教育部教育施設課
電話: 457-2403

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	2,465,112	602,549	564,200	1,059,000	239,363

※小学校建設事業 1,279,118 千円、中学校建設事業 1,185,994 千円の合計
 ※債務負担行為 事項: 神久呂小学校改築事業費 期間: 令和5年度まで
 限度額: 1,624,228 千円
 ※財源(その他)事業所税

目的	老朽化・機能低下した校舎の改築等により、児童生徒の安全及び良好な学習環境を確保する。
背景	学校施設の約7割が、令和6年度に老朽化の目安と言われる築40年を経過することから、児童生徒の安全確保及び良好な学習環境を確保するため、計画的な整備が必要である。

小中学校建設事業一覧

(単位: 千円)

事業名(学校名)	令和4年度 当初	事業内容等	供用開始
1 小学校建設事業	1,279,118		
可美小学校	969,824	校舎改築工事等 ・令和4年度 北校舎改築工事	令和5年4月
内野小学校	20,604	仮設校舎リース	—
神久呂小学校	288,690	改築工事等 ・令和4年度 旧校舎解体、改築工事	令和6年1月
2 中学校建設事業	1,185,994		
西部中学校	947,074	改築工事等 ・令和4年度 改築工事、擁壁調査等	令和5年9月
高台中学校	238,920	空調設備改修工事	令和4年6月
合 計	2,465,112		



(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	地方自治・ 都市経営	3,180,609	0	1,711,400	625,778	843,431

※関連課 アセットマネジメント推進課 (電話: 457-2533)

※財源 (その他) 資産管理基金繰入金

目的	「公共建築物長寿命化計画《一般施設》」に基づき、市が保有する公共建築物（一般施設）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担を軽減・平準化し、市民に安全で快適な建築物を提供する。
背景	建築後 40 年が経過する施設（面積）の割合は、平成 29 年度（2017 年度）の約 25% から令和 6 年度（2024 年度）には約 52% に急増することが見込まれる。
事業内容	<p>1 施設劣化調査 13,591 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設劣化状況を調査 外壁打診調査：10 施設、設備劣化調査：109 施設 <p>2 小規模改修工事 952,300 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の寿命や機能維持に大きく影響する部位（受変電設備、空調熱源設備、給水ポンプ、屋根、外壁）の改修・更新 対象施設 設備：春野文化センターほか 27 施設、屋根：城西ふれあいセンターほか 23 施設 外壁：城西ふれあいセンターほか 25 施設 <p>3 大規模改修工事 2,213,991 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築後 40 年を経過する建築物を対象とした大規模な改修工事 対象施設：18 施設 工事：積志保育園ほか 2 保育園、南消防署白脇出張所、中央図書館、 総合産業展示館、ふれあい交流センター湖南、ふれあい交流センター江之島、 緑化推進センター、北消防署三ヶ日出張所 設計：天竜協働センターほか 7 施設 <p>4 その他事務費 727 千円</p>



【小規模改修工事（外壁改修）】



【大規模改修工事】

雄踏文化センター大ホール改修事業

市民部創造都市・文化振興課

電話: 457-2417

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・生涯学習	361,586	15,100	64,500	0	281,986

※関連課 財務部公共建築課 (電話: 457-2461)

※生涯学習施設整備事業 501,701 千円の一部、公共建築物耐震化推進事業 263,488 千円の一部の合計

目的	各種コンサート等で利用される雄踏文化センターの大ホールを改修し、安全で快適な公共空間を市民へ提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・雄踏文化センターは平成2年(1990年)の開館から32年が経過し、設備の多くが耐用年数を超過している。 ・休館を伴う工事の一括施工により、休館期間の有効活用及び事業費の削減を図る。
事業内容	<p>大ホールの舞台設備及び吊天井を改修する。</p> <p>1 工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞台照明、舞台機構、音響調整卓改修工事 281,986 千円 ・吊天井改修工事 79,600 千円 <p>2 休館期間 令和4年8月～令和5年3月(8か月)</p>

雄踏文化センター 大ホール



(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・生涯学習	45,674	14,288	0	0	31,386

※(文化財費) 会計年度任用職員 59,623 千円の一部、史跡等整備活用事業 53,659 千円の一部の合計

目的	史跡等の発掘調査、資料整理等を行い、文化財の適正な保存管理を図るとともに地域活性化につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 三方ヶ原の戦い 450 周年や大河ドラマ放映を控え、二俣城跡及び鳥羽山城跡や浜松城跡等、徳川家康ゆかりの史跡に注目が集まっている。 入野古墳周辺の斜面地が土砂災害特別警戒区域に指定され、安全対策にかかる緊急性が高まっている。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 二俣城跡及び鳥羽山城跡 34,393 千円 <ul style="list-style-type: none"> 史跡の価値や集客力向上のため、令和 3 年度に策定した「整備基本計画」に基づき、石垣の顕在化や景観形成等の整備に対する基本設計及び樹木整備基本計画の策定を実施。 今後の保存と整備に活用するため、門跡や堀跡等の発掘や石垣の安全性を調査。 浜松城跡 5,756 千円 <ul style="list-style-type: none"> 石垣のふくらみや陥没等がみられる 19 地点の詳細調査。 令和 3 年度に整理した基礎情報や基礎図をもとに保存活用計画を策定。 (新規) 入野古墳 5,525 千円 北側及び南側斜面地(土砂災害特別警戒区域)の安全対策工事に向けた、測量、地質調査、事前発掘調査を実施。



二俣城跡天守台



入野古墳位置図

〈拡充〉放課後児童会運営支援事業

学校教育部教育総務課
電話: 457-2401

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	1,280,806	733,270	0	7,000	540,536

※債務負担行為 事項: 放課後児童会運営業務委託費 (令和4年度設定分)

期間: 令和5年度まで 限度額: 299,839千円

※財源 (その他) 過疎地域持続的発展事業基金繰入金

目的	放課後や長期休業期間等に適切な遊びや家庭に代わる生活の場を提供し、就労等により昼間保護者が家庭にいない子供たちの健全な育成を図る。					
背景	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化や女性の就業率上昇、子供を取り巻く環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は増加傾向が続いている。 令和元年度から実施している「放課後児童会運営委託化モデル事業」については、地域の負担軽減や支援員等の処遇改善等に効果が認められたため、<u>令和4年度からは本格実施へ移行し、令和6年度までに全市同一仕様による委託化を目指す。</u> 					
事業内容	1 放課後児童会等の運営支援 1,218,311千円					
			令和4年度		令和3年度	
	区分	運営方法	箇所数	定員	箇所数	定員
	放課後児童会の運営支援	負担金	54 箇所	7,592 人	84 箇所	7,093 人
		従来委託	42 箇所		37 箇所	
		新たな委託	74 箇所		31 箇所	
	民間放課後児童クラブの運営支援	補助金 (補助率 1/2)	1 箇所	40 人	0 箇所	—
	類似放課後児童クラブの運営支援	補助金 (補助率 1/2)	12 箇所	480 人	8 箇所	360 人
	2 放課後の子供たちの居場所づくり 30,670千円					
			実施者	実施箇所数		
区分	運営方法		令和4年度	令和3年度		
放課後子供教室推進事業	委託	市民活動団体等	10 箇所	8 箇所		
放課後子供たちの居場所づくり事業	奨励金		6 箇所	3 箇所		
3 放課後児童支援員等処遇改善事業 31,825千円						
国の補正予算に伴う放課後児童支援員等の処遇改善に対する助成						
放課後児童会待機児童数等の推移 (各年5月1日現在)						
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員数	6,161 人	6,299 人	6,527 人	6,558 人	7,093 人	7,592 人
登録児童数	5,840 人	6,029 人	6,254 人	6,371 人	6,662 人	—
待機児童数	392 人	355 人	471 人	495 人	343 人	—

地域施設管理運営事業

市民部市民協働・地域政策課
電話：457-2094

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	39,705	0	0	19,000	20,705

※自治会等コミュニティ振興事業 41,974 千円の一部
※財源（その他）地域振興等基金繰入金

目的	協働センター等の地域施設の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、地域事情に応じた課題解決の仕組みを構築する。																
背景	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や高齢化が進む中、コミュニティの形成・維持が重要であり、地域コミュニティの更なる活性化を促進する仕組みづくりが必要である。 平成 29 年度（2017 年度）以降、市施設の管理運営を地域組織に委ね、管理施設を拠点とした地域主体によるコミュニティ活動の活性化を図っている。 																
事業内容	<p>施設管理、貸館、生涯学習の業務を、地域の状況に応じて地域組織へ委託する。令和 4 年度は従来の 5 施設に加え、新たに伊佐見協働センター及び三方原協働センターの委託を開始する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名（委託開始時期）</th> <th>委託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（新規）伊佐見協働センター</td> <td>伊佐見地区コミュニティ協議会</td> </tr> <tr> <td>（新規）三方原協働センター</td> <td>浜松北地域まちづくり協議会</td> </tr> <tr> <td>三ヶ日協働センター（R2）</td> <td>三ヶ日まちづくり協議会</td> </tr> <tr> <td>水窪文化会館（R2）</td> <td>地域活性化団体よかつらみさくぼ</td> </tr> <tr> <td>春野文化センター（R元）</td> <td>特定非営利活動法人春野のえがお</td> </tr> <tr> <td>和地協働センター（H30）</td> <td>一般社団法人和地地区コミュニティ協議会</td> </tr> <tr> <td>龍山森林文化会館（H29）</td> <td>特定非営利活動法人ほっと龍山</td> </tr> </tbody> </table>	施設名（委託開始時期）	委託先	（新規）伊佐見協働センター	伊佐見地区コミュニティ協議会	（新規）三方原協働センター	浜松北地域まちづくり協議会	三ヶ日協働センター（R2）	三ヶ日まちづくり協議会	水窪文化会館（R2）	地域活性化団体よかつらみさくぼ	春野文化センター（R元）	特定非営利活動法人春野のえがお	和地協働センター（H30）	一般社団法人和地地区コミュニティ協議会	龍山森林文化会館（H29）	特定非営利活動法人ほっと龍山
施設名（委託開始時期）	委託先																
（新規）伊佐見協働センター	伊佐見地区コミュニティ協議会																
（新規）三方原協働センター	浜松北地域まちづくり協議会																
三ヶ日協働センター（R2）	三ヶ日まちづくり協議会																
水窪文化会館（R2）	地域活性化団体よかつらみさくぼ																
春野文化センター（R元）	特定非営利活動法人春野のえがお																
和地協働センター（H30）	一般社団法人和地地区コミュニティ協議会																
龍山森林文化会館（H29）	特定非営利活動法人ほっと龍山																

（新規）伊佐見協働センター



（新規）三方原協働センター



〈拡充〉キャッシュレス決済導入事業

企画調整部情報政策課
電話: 457-2722

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	43,825	43,825	0	0	0

※ICT 戦略推進事業 49,722 千円の一部

目的	令和 3 年度に導入したキャッシュレス決済サービスの取扱い窓口を協働センター等に拡大することで、さらなる市民の利便性向上や業務効率化を図る。													
背景	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタルファースト宣言」に定める 3 つの戦略のうちの 1 つである「市民サービスのデジタルファースト」において「電子決済の推進」を掲げている。 令和 3 年度に各区・区民生活課、税務担当部局、博物館、一部指定管理施設の計 18 か所にキャッシュレス決済を導入している。 													
事業内容	<p>協働センター等 50 施設へキャッシュレス決済を導入する。</p> <p>1 対象施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>施設数</th> <th>対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協働センター</td> <td>34</td> <td rowspan="3">住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、税務証明書等</td> </tr> <tr> <td>市民サービスセンター</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ふれあいセンター</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回の整備に伴い協働センター等への整備は完了予定</p> <p>2 導入開始時期 令和 4 年 10 月 (予定)</p>	対象施設	施設数	対象業務	協働センター	34	住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、税務証明書等	市民サービスセンター	9	ふれあいセンター	7	計	50	
対象施設	施設数	対象業務												
協働センター	34	住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、税務証明書等												
市民サービスセンター	9													
ふれあいセンター	7													
計	50													



(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	1,151	1,151	0	0	0

※地域食育活動支援事業 3,421千円の一部

目的	「ベジメータ測定器」を利用し、野菜摂取状況を数値化することで、野菜摂取量の増加につなげるとともに、食に関する興味、関心の向上を図り、市民の健康と生活習慣病の予防につなげる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年(2018年)の調査報告において、<u>本市は県内他市町に比べて糖尿病予備群が多い。</u> 市、聖隷浜松病院及び常葉大学との共同研究で、静岡大学教育学部附属浜松小中学校、常葉大学においてベジメータ測定を実施し、行動変容の効果に結び付けることができた。
事業内容	<p>1 若い世代への野菜摂取量増加のための働きかけ</p> <p>(1) 小中学生、高校生、大学生</p> <p>3回のベジメータ測定と市の管理栄養士による栄養指導を行い、結果を学校にフィードバックし、学校教諭と連携して家庭科や保健の授業で活用</p> <p>(2) 健康経営に取り組んでいる企業の従業員</p> <p>専門職が企業を訪問し、3回のベジメータ測定と市の管理栄養士による栄養指導を実施</p> <p>2 ベジメータを活用した野菜摂取増加に向けたキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ベジメータ測定器をスーパーなどに設置し、ベジメータ測定カードを配布 健康増進普及月間を含む3か月間等で、測定を3回実施して、スコアが上昇した者に特典を付与

※ベジメータ®

白色LED光を使った皮膚のカロテノイド量測定器。左手の中指をレンズに充てて測定。測定時間は約10秒間。結果は、「ベジスコア」とよばれる0~1000の数値となって表れ、野菜摂取状況を反映する。



ベジメータ測定の様子



ベジメータ結果用紙

〈新規〉スケートボードパーク調査事業及び用品の購入

都市整備部公園課
電話：457-2353

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	9,557	0	0	0	9,557

※関連課 公園管理事務所(電話:473-1829)

※公園整備事業(単独事業)135,417千円の一部、公園緑地帯維持管理事業657,871千円の一部の合計

目的	市内の都市公園において、スケートボードやBMX(自転車)競技にかかる練習施設の設置に向けた検討及び公園施設へのスケートボード用備品の配備により、スケートボードの利用環境整備、スケートボード競技に触れる機会の創出を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・スケートボード競技は、オリンピックメダリストの輩出により注目を浴びており、今後のスポーツ人口の増加に伴う需要が見込まれる。 ・市内にはスケートボード等のローラースポーツが可能な公園が4箇所あるが、十分な整備がされていない。
事業内容	<p>1 スケートボードパーク調査事業(公園課) 6,600千円</p> <p>(1) スケートボードパークにかかる需要調査 市内競技者及び競技団体の現状把握、市民のスケートボードパークに対する期待度の把握</p> <p>(2) スケートボードパーク建設手法及び費用の検討 需要調査の結果から施設のコンセプト、建設候補地、適正規模、付帯施設等の検討及び建設費用の算定</p> <p>2 スケートボード用品(セクション)の購入(公園管理事務所) 2,957千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 舞阪乙女園公園 ・購入用品 マニュアルパッド フラットレール カーブレール 等

スケートボード用品の例



マニュアルパッド



フラットレール

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	23,355	9,938	0	3,478	9,939

※財源(その他)花と緑の基金繰入金

目的	令和2年度に開園50周年を迎えた「はままつフラワーパーク」の次の50年に向けた事業を展開し、浜松市の花みどりの魅力を発信すると共に、浜名湖圏域の観光振興・地域振興に寄与する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーパークは令和2年度までの開園50年の期間に、約2,430万人の入園者を迎え、令和3年度には次なる50周年へ向けた新たなスタートとして、園芸と文化・芸術の融合をテーマとして、市民参加型イベントを開催している。 ・長年維持管理をしてきた基盤財産であるサクラ、ウメ、原種ツツジ群及び三角花壇であるが、枯木・老木化や土壌の栄養不足に伴う生育不良となりつつある。
事業内容	<p>1 市民参加型イベントの開催 5,055千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HAMAMATSU Garden Art 2022 (高さ4m長さ6m以上の藁作品展示) ・コンテナ&ハンギングコンテスト (寄せ植え) ・ガーデンコンサート (年間通じて開催されるコンサート) <p>2 園内樹木更新業務 18,300千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラ更新業務 (37本) ・ウメ更新業務 (31本)

サクラ



ウメ



コンテナ&ハンギングコンテスト





1 実施期間

令和4年3月1日（火）から3月24日（木）まで

2 ホームページ URL

<https://www.oishimaisaka.com/>



3 WEB イベント内容

- ・ 浜名湖の水産物の紹介、疑似体験動画
かき剥き・海苔すき・地場産品を使った料理の紹介など
- ・ 地場産品の紹介・販売（協賛店のホームページにリンク）

4 実施主体

おいしい舞阪まるごと体験フェア実行委員会

《問合せ先》 おいしい舞阪まるごと体験フェア実行委員会

（舞阪町観光協会内） ☎592-0757

現在開催中ですので、西区協議会委員各位にもご案内いたします。

舞阪協働センター